

## 2. 溶接作業指導者の認証

溶接施工現場において、溶接作業及び関連作業の指導・管理を行うとともに溶接技能者の技量向上にあたる溶接作業指導者の資格であり、WES 8107 に基づいて資格認証を行うものです。

この資格は、溶接管理技術者と溶接技能者の中間に位置する溶接要員をイメージしたものであり、特に技量を必要とされる手溶接又は半自動溶接についての指導、教育及び関連する溶接作業の指導等を行いうる熟練した溶接技能と実務経験が要求されます。

### 2.1 適用する規格

WES 8107 “構造物の溶接作業に関する指導者の認証基準”

### 2.2 溶接作業指導者の任務

表 2.1 溶接作業指導者の任務と職務能力

任 務	溶接及び関連作業の指導・監督並びに溶接管理技術者に対する実務的助言
職務能力	溶接作業に関する十分な経験と溶接施工及び管理に関する一般的知識
工場における溶接作業 者グループの班長、小 規模溶接工事の現場監 督などを想定した主な 業務となる。	(a)仕様書、図面及び溶接施工要領書内容の作業者に対する指示・徹底 (b)材料および溶接材料の確認並びに溶接関連機器の点検 (c)施工条件詳細の微修正及びその指示並びに安全衛生も考慮した溶接作業の監督 (d)作業結果の確認及びチェックシート類の記録又はその確認 (e)計画に対する改善提案及び異常発生の際の状況把握と報告 (f)技量向上のための溶接作業指導者の教育・指導

### 2.3 受験資格

年齢満 25 歳以上で、JIS Z 3801, JIS Z 3805, JIS Z 3811, JIS Z 3821, 若しくは JIS Z 3841 に基づいて、又は公的な団体が実施し、協会がこれと同等と認める\*金属溶融溶接技術検定制度に基づいて、次のいずれかに該当する適格性証明書又はこれに相当する証明書を所持している者は所持していた者としてします。

- a) 管の突合せ継手で裏当て金なしの資格が 3 年を超えていること
- b) 板の突合せ継手で裏当て金なしの下向以外の異なる 2 姿勢以上の資格がそれぞれ 3 年を超えていること
- c) 上記以外の場合で、下向以外の姿勢の資格保持期間が通算 9 年を超えていること（連続しなくてもよい）

ただし 2 種目以上の資格が重なった期間は重複して加算しません。

\* 「公的な団体の金属溶融溶接技術検定制度」とは、個人にたいして適格性証明書（又はこれに相当する証明書）が交付される場合を指します。例として、ボイラ溶接士（厚生労働省）、石油工業溶接士（石油学会）、NK 溶接士技量資格（日本海事協会）建築鉄骨溶接技能者技量検定制度(AW 検定制度協議会)等。

### 2.4 講習会及び修了試験の内容

WES 8107 の表 1 に示す知識と職務能力を確認するための試験とし、下記の主要な技術知識分野についての講習会の受講実績及び試験（学科試験）によって評価します。

主要な技術知識分野

- ① 溶接部の特性と強度についての一般的知識
- ② 溶接欠陥とその検出方法についての一般的知識
- ③ ロボット溶接を含む各種溶接方法の一般的知識
- ④ 溶接機器概論及び電気の一般的知識
- ⑤ 溶接法に対応した技能指導の要点に関する実務的知識
- ⑥ 溶接施工管理と安全衛生管理の実務的知識
- ⑦ 品質管理の実務的知識
- ⑧ 関連規格及び法規の概略

## 2.5 講習会及び学科試験の日程

年1回とし、全国2～3カ所で開催します。

## 2.6 受験の申込、受付

受験（受講）の申込は、原則として開催日前30日までとします。

受験申請書の入手、手続、問合せなどは、当協会本部事務局溶接作業指導者担当に行ってください。

## 2.7 試験結果の通知

学科試験の結果は、原則として学科試験実施後年内に通知する。

## 2.8 認証の登録手続

- ① 学科試験に合格した者は、所定の認証登録手続を行わなければなりません。（所定の期間内にこの手続を行わなかった場合は、資格の登録を行いません）。
- ② 上記①の認証登録手続を行った者には「適格性証明書」を交付します。

## 2.9 認証の有効期間、サーベイランス

「適格性証明書」の有効期間は3年とし、この有効期間満了前6ヵ月以内にサーベイランス（従来の書換えに相当）の申請を行い、適格性が維持されていることが確認された場合、引き続き3年間有効の「適格性証明書」が交付されます（このサーベイランスの申請は2回行います。）

## 2.10 再評価

資格の登録後9年を経過（サーベイランスを2回受けて3年を経過）し、資格を更新しようとする場合は、有効期間を満了する前に再評価を受けなければなりません。再評価は、業務従事証明の提出と、次の①又は②のいずれかの書類審査とする。再評価に合格した場合は、新たに認証登録手続を行わなければなりません。

- ① 申請者が有効期間満了時点から遡る3年以内に、溶接作業指導者として相応しいと考える業務実績についてまとめた報告書（500字程度）についての審査
- ② 申請者が有効期間満了時点から遡る3年以内に、公益法人等の団体が主催した講習会に延べ2日以上参加した実績についての審査

